

もちろん、合憲の判断もなされているところではあります。立法府としては、司法の判断がこの憲法判断において分かれている、このこと自体を重く受け止めるべきものと考えます。

定数訴訟の判決期日は今後も予定されており、明日十日には名古屋高裁金沢支部、あさつて十一日には福岡高裁と続きます。十五日までに高裁の判断が出そろい、最終的には最高裁判所の統一な判断を仰ぐこととなりますが、判決の名宛て人ともいべき立法院、とりわけ参議院としては、座してそのときを待つのではなくして、まずは各判決の内容を虚心坦懐に受け止めて、判示された違憲状態等の理由を分析をし、改革に向けた継続的な努力を怠つてはならないと考えます。

具体的な対応につきましても参議院改革協議会などにおいて着実に議論されるものと存じますが、その上で、本審査会における議論の成果も生かされるべきものと考えます。すなわち、さきの通常国会の本審査会でも、合区問題を中心的なテーマとして二回調査が行われ、一票の較差問題等についても質疑や意見交換がなされたところです。今後の議論の場でも、本審査会での議論を積極的に生かされることを期待したいと思います。

我が党派としても、参議院選挙における一票の較差問題の抜本的な解消に向けて、憲法が求める投票価値の平等と地域の代表的な性格の調和本

質的な視座であるとして、これを両立させる有効な方策として、全国を十一のブロック単位とする個人名投票による大ブロック制を提唱しております。

この問題については、国会、とりわけ参議院の責務として、会派を超えた積極的な改革論議が不可欠です。そして、応急処置的、急場しのぎ的な対応のみならずして、選挙のたびに違憲のそしりを受けることがなくなるような抜本的な改革に向けた議論が必要であることを強調をさせていただきます。

また、第二に、憲法第五十六条第一項の出席に関する議論についても、さきの国会における本審査会でも行われたところでございます。こうした議論を無駄にしないためにも、より具体的な規定の整備に向けた議論が深化されることを求めまして、私の意見表明とさせていただきます。

ありがとうございます。

○会長（中曾根弘文君） 古賀千景君。

○古賀千景君 立憲民主・社民の古賀千景です。

私は、公立学校の教員として三十年勤めておりました。そのうち二十年は非正規、臨時採用教職員として勤めてまいりましたので、二十を超える小学校、中学校でたくさんさんの保護者、子供たちと出会ってまいりました。

今、感染症や物価高で多くの皆さんが生活が困

窮しています。今日は、教育そして生活という視点で憲法に対する意見を述べさせていただきます。憲法第二十六条では、「義務教育は、これを無償とする。」とつたわれています。一九六二年以前、子供たちに無償で配付されている教科書は有料でした。当時、高知の母親を中心とした運動が始まり、それが全国に広がりました。そして、教科書無償法案が一九六二年二月に国会で可決され、今の教科書無償給与制度があります。そのよりどころとなったのが、憲法二十六条の言葉、「義務教育は、これを無償とする。」でした。今も教科書は無償です。しかし、義務教育が無償だと言えるでしょうか。

私は、三十年間学級担任をしてきました。毎月給食費、学級費を保護者から徴収しました。学級費は、ノート、画用紙などの紙代、様々な教材等の購入に使います。担任として、できるだけ節約し、購入していききました。しかし、保護者の負担はこれだけではありません。体操服、リコーダー、裁縫道具、修学旅行などの旅費、卒業アルバムなどは別途会計です。

様々な家庭環境の子供たちが学校にはいます。ぼろぼろの上靴を履いている子、冬でも破れた半袖の体操服を着ている子。寒くないとって、全然子供たちは、お金がなくて買えないということをお口にしません。

皆さんの御自宅にも卒業アルバムがあると思います。卒業アルバムをめくって様々な思い出に浸られることがあると思いますが、その卒業アルバムさえ買うことができない子供たちがいました。みんなが買っている卒業アルバムが欲しいけど買えない。その子の気持ちがお分かりになりますか。そのようなことを考えたときに、本当に憲法がうたっている「義務教育は、これを無償とする。」が守られていると言えるでしょうか。私はそう思いません。教育の無償化を達成するには憲法改正は必要だと言われる政党もありますが、憲法改正の必要はないと思います。教育予算を増額すればできることです。

OECDが発表した調査によると、初等教育から高等教育の公的支出がGDPに占める割合は、日本が二・九%と、比較可能な三十八か国中三十七位。

○会長（中曽根弘文君） 古賀君、時間を過ぎておりますので、おまとめください。

○古賀千景君 はい。

下から二番目です。この結果を見ても明らかです。まずは、早急に教育予算を増やすことに着手すべきです。そのことは、今生活に困窮している人々を救うことにもつながります。

憲法に挙げられている義務教育の無償化も達成できていないのに憲法改正は必要ありません。憲

法改正ではなく教育予算の増額を求め、私の発言を終わります。

○会長（中曽根弘文君） 小西洋之君。

○小西洋之君 先ほどは、尊敬する中曽根会長の下、代表意見としては私は控えたんですが、岸田総理の自民党は現時点において改憲議論を求める資格がないと思います。証拠を示します。

私の資料二ページですが、十月十九日の予算委員会での議録。私は、テレビ中継の中で、岸田総理に対して、国葬の違憲問題、憲法問題、そして統一教会と国葬問題について憲法審査会で審議するので、是非、岸田総理、出席していただけますかと質問したんですが、全て松野官房長官に答弁をさせました。安倍元総理が内閣法制局長官に答弁を預けて逃げることはありましたけれども、官房長官に逃げたのは前代未聞でございます。

ですので、自民党の先生方は、改憲議論を求めないのであれば、皆様の総裁の岸田総理に対して、予算委員会のテレビ中継の中で堂々と私を始めとする立憲民主党の議員の憲法論戦に答えると、そのように言っていたかと思いますが。

その上で、皆様、安倍元総理に国全体で敬意と弔意を表す、この意味を説明できる自民党の先生方がいらっしやるでしょうか。それがなぜ国民や国会の了解を取らずに内閣において国葬儀なるものをするのできるのか、説明できる方がいら

っしやるでしょうか。こうした質問をしても、政府は答弁拒否なわけでございます。ですので、憲法審査会を開くのであれば、政府の存立に責任を有する自民党の先生方にこのことを是非御説明をいただきたいわけでございます。後で会長に幹事会協議事項をお願いいたします。

それから、先ほど、自衛隊を明記せずに自衛隊違憲論を解決できるかという問題提起があります。議論の仕方が間違っております。よろしいですか。安倍政権の七・一閣議決定の冒頭はこうやって始まります。憲法九条は、その文言からすると、国際関係における武力の行使を一切禁じているように見える。安倍政権を含めた政府の九条解釈の文理解釈は違憲論から始まるんです、全否定から始まるんです。

しかし、憲法十三条などがあるので、九条十三で、個別的自衛権の、専守防衛の自衛隊だけが合憲だと言っているわけです。なので、九条に自衛隊を明記するとこの文理解釈は壊れるわけです。にもかかわらず、自民党の皆さんは、いや、我々の改憲主張は、自衛隊明記改憲は、従来の政府の九条解釈は変えませんが、従って九条九条解釈は変えませんが、うそを言っているわけでございます。なので、まともな憲法議論になりませんので、しっかりと、申し訳ないですが、憲法のことを勉強してからですね、政府解釈、憲法審査会